4　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除する
⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加に必要な資格を持たない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、落札者が落札決定から契約締結までの期間に競争入札参加停止措置を受けた場合は、本入札に関する一切を無効とする。
⑷　契約書の作成の要否　要
⑸　落札者の決定方法　上記２の要件を満たした業者で、本会が作成した予定価格の範囲内で最低金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
⑹　本入札に参加する者は予め「日本中央競馬会物品等入札心得」を熟覧し、承諾したうえで入札しなければならない。
5　Summary
⑴　Official in charge of contract : Takaaki Suganuma, Assistant General Manager of Hanshin Racecourse of JAPAN RACING ASSOCIATION
⑵　Classification of the products to be Procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : City Gas used in the Hanshin Racecourse
⑷　Delivery period : From 1 October 2025 through 30 September 2028
⑸　Delivery place : Hanshin Racecourse
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : A
⑺　Time limit of tender : By 11 : 00 a.m. 7 August 2025.
⑻　Contact point for the notice : General Affairs Section, JAPAN RACING ASSOCIATION, Hanshin Race Course, 1―1, komano-cho Takarazuka-shi, Hyogo-ken Japan TEL 0798―51―7151

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
令和７年６月９日
支出負担行為担当官
四国地方整備局長　豊口　佳之

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　令和７－９年度　徳島地方合同庁舎建築改修その他工事（電子入札及び電子契約対象案件）
⑶　工事場所　徳島県徳島市徳島町城内６－６
⑷　工事内容　本工事は、次に掲げる建物の改修工事である。
建物用途：事務庁舎
建物構造：鉄筋コンクリート造
建物規模：地上７階地下１階建　延べ面積6,779.21㎡
工事内容：庁舎　修繕一式　電気設備工事　改設一式　機械設備工事　改設一式
⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。
余裕期間内は、配置予定技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材等の搬入及び仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
工期：令和７年11月４日から令和９年７月30日まで（発注者の示す余裕期間：契約締結の翌日から令和７年11月３日まで）
また、低入札価格調査等により、上記の余裕期間内に契約締結とならなかった場合には、余裕期間の適用はない。
⑹　工事の実施形態
１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。
２）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
３）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
４）本工事は、技術資料等の提出、入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。
５）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式(契約)に代えるものとする。
６）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
７）本工事は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。
８）本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して「完全週休２日（土日）及び月単位の週休２日」又は「月単位の週休２日」に取り組む旨を協議したうえで工事を実施する週休２日促進工事であり、完全週休２日（土日）の達成を前提に労務費を補正して当初より予定価格に計上している。なお、通期の週休２日については、受注者は協議にかかわらず取り組むものとする。
９）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
10）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う工事である。
11）本工事は、建設業法第26条第３項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。
12）本工事は、工事成績相互利用登録機関が発注した「工事成績相互利用適用対象工事」（以下「工事成績相互利用対象工事」という。）と直轄発注工事を同列に扱う試行工事である。
13）本工事は、「情報共有システムを活用した工事関係図書等の効率化、電子納品等」の適用を行う対象工事である。
14）本工事は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化」の対象工事である。
15）本工事は、遠隔地からの労働者確保に要する費用について、労働者確保の実態を反映して契約変更のための積算方法等を適用する試行工事である。
16）本工事は、「建設現場の遠隔臨場」の対象工事である。
17）本工事は、建設キャリアアップシステム活用推奨モデル営繕工事の試行対象工事である。
18）本工事は、受注者が入札時又は工事中に施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、請負工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。
19）本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置できる試行工事である。
20）本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。
2　競争参加資格
次の⑴から⑿までの要件を全て満たす者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「建築工事」に認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　四国地方整備局における「建築工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,150点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,150点以上であること。）。